

平成30年1月19日
九州地方整備局

◎建設業法違反の下記業者について、1ヶ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：有限会社城下工務店
業者の住所：熊本県上益城郡益城町田原167
2. 指名停止措置期間：平成30年1月19日 ～ 平成30年2月18日
(1ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
4. 事実概要
本件は、有限会社城下工務店が、公共工事において、建設業法第3条第1項の許可を受けずに建設業を営む者と、同法施行令第1条の2第1項に定める軽微な建設工事の範囲を超えて下請契約を締結したことが、建設業法第28条第1項第6号に該当するとして、平成29年12月19日に、熊本県知事より監督処分（指示処分）を受けたものである。
5. 指名停止措置理由
当該業者たる有限会社城下工務店が建設業法に違反し監督処分（指示処分）を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第13号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

<指名停止措置要領別表第2>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
 代表：092-471-6331
 総務部契約課長 富山 昭義（内線 2511）
 （契約課直通：TEL 092-476-3509）
 港湾空港関係
 総務部契約管理官 田中 浩紀（内線 290）
 （経理調達課直通：TEL 092-418-3345）